平成２４年（フ）第４７４号
静岡県駿東郡長泉町竹原247番地の１　大沼フラッツＢ棟202号
破産者　千田　好美
１　決定年月日　平成25年９月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１５２９号
京都府木津川市加茂町里東鳥口42番地　レオパレス蘭201号
破産者　西窪　大介
１　決定年月日　平成25年９月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４７１号
奈良市あやめ池南１丁目１番25号
破産者　今井　康雄
１　決定年月日　平成25年９月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２１号
徳島市中吉野町３丁目40番地、旧住所徳島市問屋町29番地
破産者　鴻野　佳泰
１　決定年月日　平成25年９月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４１号
長崎県長崎市南町２番34号　永田アパート１階
破産者　下田　　隆
１　決定年月日　平成25年９月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２７１号
熊本県宇城市不知火町御領110番地12
破産者　寺本　友住
１　決定年月日　平成25年９月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第１４３９号
大阪府寝屋川市国松町51番３号
破産者　澤田　　悟
１　破産債権の届出期間　平成25年10月４日まで
２　一般調査期日　平成25年11月18日午後３時
平成25年９月３日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９７３号
京都市西京区大原野東境谷町１丁目１番地洛西境谷東団地第12号棟103号室、開始決定時の住所大阪府高槻市奥天神町２丁目14番16号
破産者　山下　　彰
１　破産債権の届出期間　平成25年10月７日まで
２　一般調査期日　平成25年11月14日午後３時
平成25年９月３日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１３号
大阪府泉南市信達市場893番地の３サンハイツ和泉砂川304号
破産者　竹井　武臣
１　破産債権の届出期間　平成25年10月７日まで
２　一般調査期日　平成25年11月26日午後１時30分
平成25年９月４日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１１６号
佐賀県唐津市重河内568番地
破産者　鶏尾　浩貴
１　破産債権の届出期間　平成25年10月９日まで
２　一般調査期日　平成25年11月26日午後１時30分
平成25年９月４日　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第２３号
秋田県横手市平鹿町浅舞字野々助151番地３
破産者　有限会社高野電器
１　破産債権の届出期間　平成25年10月15日まで
２　一般調査期日　平成25年11月21日午前11時
平成25年９月４日　秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第１４５９号
京都市伏見区桃山南大島町１－４　桃山南団地31－106、住民票上の住所京都市伏見区竹田七瀬川町346番地２
破産者　板谷　正俊
１　破産債権の届出期間　平成25年10月25日まで
２　一般調査期日　平成25年12月10日午前10時30分
平成25年９月３日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４５号
沖縄県沖縄市美里４丁目13番３号　東江アパート201号
破産者　東江美奈子
１　破産債権の届出期間　平成25年10月31日まで
２　一般調査期日　平成25年11月22日午前10時30分
平成25年９月３日　那覇地方裁判所沖縄支部

債権者集会招集

平成２３年（フ）第２７号
新潟県佐渡市梅津2138番地
破産者　祝　　誠
１　期日　平成25年12月３日午後１時30分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年９月３日　新潟地方裁判所佐渡支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第５７４号
千葉県市川市下新宿８番１号
破産者　大泉　　勉
免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
平成25年９月３日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

監督命令

平成２５年（再）第９号
大阪府寝屋川市太秦高塚町12番１号
再生債務者　株式会社リサイクル・アンド・イコール
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　大阪市中央区高麗橋３丁目１番14号高麗橋山本ビル５階　弁護士法人興和法律事務所　弁護士　阿多　博文
３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成25年８月30日
大阪地方裁判所第６民事部